

新潟市動物愛護センター

いくとぴあ食花 動物ふれあいセンターとなり

〒950-0933 新潟市中央区清五郎343番地2

TEL:025-288-0017 FAX:025-288-0018

Mail : dobutsuaigo@city.niigata.lg.jp



人と動物が 共に暮らすために

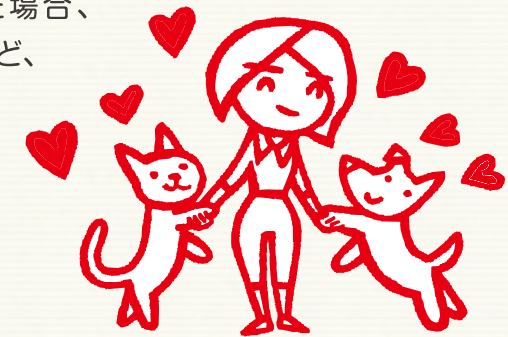
< 新潟市動物の愛護及び管理に関する条例について >

- 最後まで「愛情と責任」を持って
- 飼主であることを明らかにしましょう
- 猫は「屋内飼育」と「繁殖防止」に努めましょう
- 飼主のいない猫にエサを与えるなら
- たくさん飼うなら届出しましょう
- 特定動物を飼うには許可が必要です
- 災害に備えましょう

新潟市

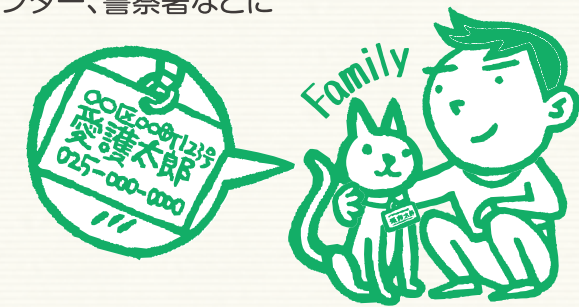
最後まで「愛情と責任」を持って

- 安易に飼い始め、最終的に行政に引取を求めてくるケースが後を絶ちません。
- 飼主は動物を命あるものとして取り扱い、終生飼養に努めなければなりません。
- 責任を持って最後まで面倒を見ましょう。
- やむを得ず飼えなくなった場合、まずは近所や知人等にあたるなど、譲渡先を探しましょう。
- これから飼おうとする場合は、将来にわたる家族構成や住宅環境の変化も考えて、慎重に判断しましょう。



飼主であることを明らかにしましょう

- 飼っている動物に、所有明示をすることは飼主の責務です。
- 雷に驚いたり、玄関ドアの閉め忘れなどで迷子になることがあります。
- 飼主の名前、連絡先などを記載した名札（迷子札）やマイクロチップですぐに飼主がわかるようにしましょう。
- もしも、迷子にしてしまった場合は、すぐに動物愛護センター、警察署などに連絡しましょう。
- 犬は狂犬病予防法で鑑札及び注射済票の装着が義務付けられています。



人と動物との調和のとれた 共生社会の実現に向けて

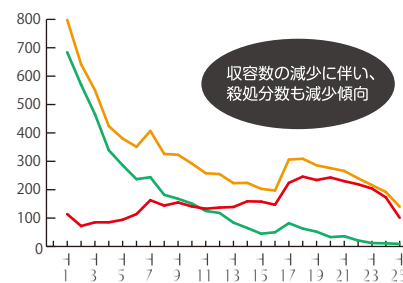
近年、犬や猫などの動物は人の生活に癒しや安らぎを与える存在となっております。その反面、一部の心ない飼主による不適正な取扱いにより動物が苦しんだり、近隣住民から苦情が多く寄せられています。こうした状況を踏まえ、新潟市では「新潟市動物の愛護及び管理に関する条例」を平成25年8月1日に施行しました。この条例により、市、市民及び飼主等がそれぞれの責務を果たし、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指していきます。



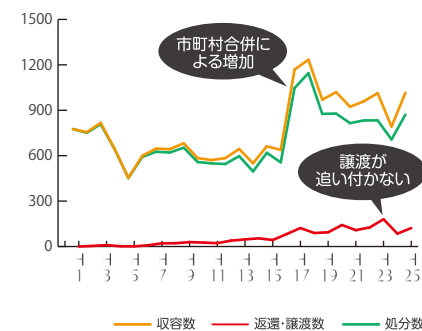
「新潟市におけるこれまでの殺処分数の推移」

犬については、収容数の減少に伴い、殺処分数も減少しています。しかし、猫については、収容数と殺処分数が減らない傾向が続いています。これを解決するために、まずは収容数を減らすことが重要です。今後、市民、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

■犬について（新潟市:H1～H25）



■猫について（新潟市:H1～H25）



犬はマナーを守って飼いましょう

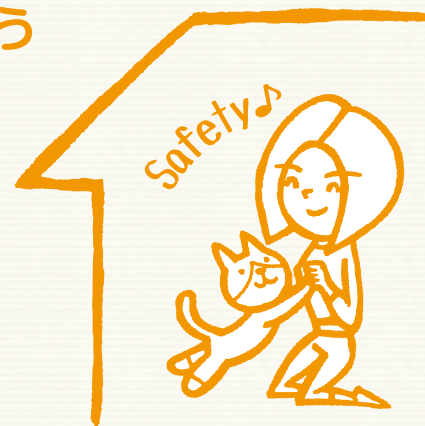
- 「ワンワン…」飼主にとっては聞きなれた愛犬の鳴き声も、近隣の方々にとっては気になるもの。普段から正しいしつけを行っていくことが必要です。
- 散歩時に犬を放すことは禁止されています。
- リードを放さず、周囲の方々に危害を及ぼさないようにしましょう。
- ふんは必ず回収しなければなりません(※)。
- 飼犬が人を咬んでしまった場合は、応急処置等を行うとともに、動物愛護センター、警察署などに連絡しましょう。

※「新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」により、市内全域の屋外の公共の場所でのぼい捨てや飼い犬・猫のふんの放置に対し、過料1,000円を科します。



猫は「屋内飼育」と「繁殖防止」に努めましょう

- 猫を屋内で飼うことは、猫の健康と安全が守られるほか、糞尿などが原因による、ご近所トラブルを回避することができます。
- 猫は非常に繁殖力が強く、メス猫は年に2～4回出産し、1回に4～8匹の子猫を産みます。
- 不妊去勢手術などにより、望まない繁殖を防ぐことが必要です。

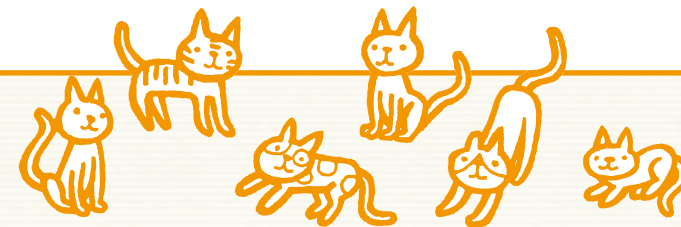


飼主のいない猫にエサを与えるなら

- 「かわいそうだから、つい…」などのきっかけで、エサだけを与え続けることは、結果として全ての動物に手が回らなくなり、ふん尿等により生活環境が悪化し、苦情につながります。

猫にエサを与える場合は以下のことに十分努めましょう。

- ①
エサを放置したり、汚物等でよごれたりすることのないよう周辺環境に配慮し清潔な状態を保ちましょう。
- ②
不妊去勢をしないと繁殖を繰り返し飼主のいない猫が増えることとなります。不妊去勢手術を行うなど繁殖を防ぐ対策をとりましょう。
- ③
近隣住民等に十分な説明を行い理解を得られるよう努力しましょう。



たくさん飼うなら届出しましょう

- 条例では、多頭飼養の届出制を導入しました。●犬もしくは猫の数、又は合計した数が10以上になった場合、その時点から30日以内に届出が必要となります(対象は生後91日以上)。
- 犬や猫を多く飼うことは、1頭飼う場合と異なり、健康管理や動物同士の関係、ふん尿の管理などへの配慮のほか、ある程度の住環境、経済力などが必要です。
- 安易に増やしてしまったために清潔な飼養環境を確保できず、結果として動物を苦しめたり、近隣住民の方々に迷惑をかける場合も十分考えられます。
- 届出を提出しなかった場合は、5万円以下の過料が科される場合があります。



特定動物を飼うには許可が必要です

- ニホンザルやトラ、ワニなどの危険な動物(特定動物)を飼う場合は、許可が必要です。●無許可での飼養等は罰金が課せられます。
- 万が一、逃げ出した場合は、人に危害を加えることのないよう対応するとともに、動物愛護センター、警察署などに連絡をしましょう。



～災害に備えましょう～

- ケージ、リードなどのほか、当面のフード、飲料水や食器などは準備しておきましょう。
- 災害時には飼養環境が大きく変わることがあります。普段からしつけを行い、事故の防止及び人の迷惑にならないようにしておきましょう。
- 迷子札を日頃から装着しておくことは非常に大切です。

ペットを飼う前に考えよう

- お住まいはペットを飼える環境ですか？
- ご自身の生活スタイルと合っていますか？
- 家族の方はみんな賛成していますか？
- 動物アレルギーの方はいませんか？
- 毎日のお世話ができますか？
- ペットを世話するだけの体力はありますか？
- ご近所への気配りはできますか？
- ペットを飼い続ける経済力はありますか？
- ペットの寿命と人生設計を考えましたか？
- 万が一、飼えなくなった場合はどうしますか？
- お近くに動物病院はありますか？